十地・家屋に変更があるときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって、税負担が軽減されるものがあります。

土地や家屋の用途変更があった場合は、次のとおり届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届出がな いと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届 け出をしてください。

●届出が必要なときとその届出書など

こんなとき	届出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	- 家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更した場合 (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途 (利用状況) を変更した場合 (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または 損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書 (固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

【問合先】稅務課

主婦と税(パートと税)

税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所 得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)な どの所得控除を差し引いた残額となります。パー ト収入が103万円以下で、

ほかに所得がない場合は

所得税はかかりません。

ただし、パート収入が 93万円を超える方は、町 県民税がかかる場合があ ります。



配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収 入のみの方の場合、パート収入が103万円までであ れば、夫は配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象でない 妻について、妻の所得によって調整されますが、 最高額は38万円です。この控除はパート収入が 103万円を超えて141万円未満であれば受けるこ とができます。

ただし、夫の合計所得が1.000万円(給与収入 で約1,231万円)を超える年には受けることはでき ません。

【問合先】稅務課

🎾 司法書士法人あおそりで 岐阜市加納新本町1丁目25番地(ベルウッド1階) ●JR岐阜駅南口より徒歩7分 ●駐車場完備

TEL058-276-1751(要予約) http://www.aozoralaw.com

